聖和短期大学研究倫理委員会規程における調査委員会に関する内規

（目的）

第１条　この内規は、聖和短期大学研究倫理委員会規程第 11 条に規定する調査委員会に関する事項について定めたものである。

（調査委員会の位置づけ）

第２条　調査委員会は、研究者等の不正行為（以下、「不正行為）という。）に関して研究倫理委員会が本調査を行うと議決したときに設置される委員会であり、研究倫理委員会への最終報告書の提出をもって解散する。

（調査委員会の構成と運営）

第３条　調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。なお、本条第５号に定める委員は、調査委員会委員の半数以上をあてるものとする。

１　教務主任

２　聖和短期大学研究倫理委員会規程第５条第１項第３号及び第４号に定める研究倫理委員会委員のなかから研究倫理委員会委員長が指名した者　１名

３　当該の不正行為に関して専門的識見を有する学内教職員　１名

４　聖和短期大学研究倫理委員会規程第５条第１項第５号に定める研究倫理委員会委員１名を含む本学に所属しない学識経験者　３名

第４条　調査委員会の委員長は、前条第１項第１号の教務主任が務める。

第５条　調査委員会は、委員長が招集し、議長となる。委員長に支障ある場合は、委員の中から委員長が議長を指名する。

２　調査委員会は委員の３分の２以上の出席で成立する。

３　調査委員会の最終報告書の提出には委員の過半数の賛成を要する。

４　調査委員会の委員が利害関係を持つ案件については、当該委員は議事に参加できない。

５　調査委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を調査委員会に出席させ説明又は意見を聴取することができる。

６　調査委員会の審議および議事録は、非公開とする。

（調査委員会による調査の実施）

第６条 調査委員会は、不正行為に係る事実の調査を実施し、研究倫理委員会に対して、原則としてその設置の日から起算して３０日以内に中間報告を行い、遅くとも９０日以内に最終報告を行うこととする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、最終報告を行う期限を３０日を越えない範囲内で延期することができる。

２　調査委員会は、研究倫理委員会により再調査を指示された場合は、調査委員会の設置から原則として１５０日以内に再調査報告を行うものとする。

３　調査委員会は、調査対象者及び関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。協力を求められた調査対象者、部局及び関係者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。

４　調査委員会は、調査対象者が前項の協力の求めに応じない場合であって、調査に必要な資料等を保全するため緊急の必要があると認めるときは、調査対象者に対し当該調査に係る利害関係を有する者との接触禁止、保全を必要とする場所への接近禁止、その他の必要な措置を要請することができる。

５　調査委員会は、前項の措置を要請する場合は、調査対象者以外の教職員等による研究教育活動及び本学の管理運営に係る業務に支障が生ずることがないよう十分配慮しなければならない。

６　調査委員会における調査は、事実に基づいて公平に実施しなければならない。
７　調査対象者の事情聴取は、調査委員会を構成する委員のうち２名以上により行うものとする。
８　調査委員会において少数意見があったときは、第１項の中間報告および最終報告にその少数意見を付記するものとする。
９　その他、調査委員会による調査方法等、調査の実施に関する詳細は、別に「研究倫理委員会および調査委員会による調査マニュアル」に定め、適宜内容の見直しを図る。

（調査対象者への配慮）

第７条　調査委員会は、この規程に基づく権限の行使にあたり、調査対象者または調査協力者等の名誉及びプライバシーを侵害することのないように配慮しなければならない。
２ 調査において、調査対象者には、公正な聴聞、反論または弁明の機会が提供されなければならない。

（調査委員会の守秘義務）

第８条　調査委員会の委員は、その職務に基づき知り得た秘密、特に個人のプライバシーに関する事項について、これを守らなければならない。任期後もこの守秘義務は継続する。
２　調査委員会委員が前項の規定に違反した場合は、研究倫理委員会がその旨を学長に報告するものとする。

（主管部課）

第９条　この内規に関する事務は、聖和キャンパス事務室（短期大学担当）が行う。

（内規の改廃）

第１０条　この内規の改廃は研究倫理委員会において決定し、教授会に報告する。

附　則

１　この内規は、2015 年（平成 27 年）４月１日から施行する。